

(外交防衛委員会)

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

案 (閣法第二〇号) (衆議院送付) 要旨

本法律案は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約を締結するため、公共の用に供する場所等において、人の死亡又は身体の重大な傷害等を引き起こす意図で、爆発物その他の致死装置を使用する行為等についての処罰規定及びこれらの行為等に係る国外犯処罰規定を設ける等の国内法整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、爆発物取締罰則、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、細菌兵器 (生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律 (以下「生物兵器禁止法」という。)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 (以下「化学兵器禁止法」という。) 及びサリン等による人身被害の防止に関する法律について、所要の国外犯処罰規定を設ける。

二、生物兵器禁止法を改正し、生物兵器又は毒素兵器を使用して、当該兵器に充てんされた生物剤又は毒素

を発散させる行為及び生物剤又は毒素をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為に対する処罰規定を設ける。

三、化学兵器禁止法を改正し、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為に対する処罰規定を設ける。

四、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律を改正し、みだりに取り扱うことによる放射線の発散罪等について、その対象物質を核燃料物質全般及び核燃料物質によって汚染された物に拡大する。

五、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律を改正し、放射性同位元素を装備している機器等のみだりに操作すること等による放射線の発散罪について、人の財産に危険を生じさせた場合にも拡大する。

六、この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。